



長松小学校 学校だより

R5年3月2日発行

# えがお いっぱい 133号

## ヘルメット？後部座席シートベルト？

### 1 自転車のヘルメットについて

#### 道路交通法（令和5年4月1日以降）

4月からの法改正で「努力義務」が課せられています。内容的は、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならない。同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。という内容になります。

縁石等に頭部をぶつける事故などもあり、子どもたちが運転する場合、ヘルメット着用を勧めます。

### 2 後部座席のシートベルトについて

後部座席のシートベルトは一般道でも着用義務があります。（法改正あり）シートベルトの着用は後部座席も含めて全席義務で、一般道路、高速道路に関わらず、運転中にシートベルトを着用していなかった場合、「座席ベルト装着義務違反」となります。しかし、後部座席のシートベルト着用は、行政処分の違反点数1点が付されるのが高速道路のみになっています。

どちらの場合も事故にあった時のことを考えると「装着」が大切です。理解した時に「事故は起こらない」でなく「起こる」と想定し、行動へつなげていけたらと思います。



明日は ひなまつり です。  
給食も ひなまつり献立で  
てまきのりや ひなあられも  
予定されています。

